

〔三代實錄五十一〕仁和三三年五月廿四日丁酉、勅爲仁明天皇女御藤原氏○貞於嘉祥寺修轉念功德、
料信濃調布二百端、公卿以下參會行事、女御者仁明天皇第八親王之所生也、

〔日本紀略五〕安和元年七月廿五日丙午、於法性寺有先皇○村女御芳子周忌御態、

〔大鏡三〕太政大臣實賴、齊敏の君の御をのこ、御おほちをの、みやのおと、○藤原實賴御子にし給ひ

て、さねすけとつけたてまつり給ひて、いみじうかなしうし給ひき、このおと○中の略、北方は花

山院の女御○婉子ためひらの式部卿の御むすめ、院そむかせ給ひてこの女御、殿にさぶらひた

まひしなり、○下略

〔紫花物語十一〕一條院うせさせ給ひて後、女御更衣の御ありさまもさま、にきこゆるに、承

香殿の女御○藤原元子に、故式部卿宮の源宰相の君頼定の君忍びつ、かよひきこえ給ふ程に、右の

おと○元子顯光き、給て、まことそらごとあらはしきこえんとおぼしけるほどに、御めにまこと

なりけりと見給ひてければ、いみじうむつからせ給て、さばかりうつくしき御ぐしを、てづから

尼になしたてまつり給ふに、うき事數えらすみえたり、あさましうあやしきことによ人も殿の

うちにもいひさわぐ程に、其のちもなほまのびつ、かよひ給ひければ、そのたびはいづちもい

づちもおはしねとあれば、女御の御めのと、あるは、實誓僧都といふ人のくるまやどりなり、そ

の家になたり給ぬ、宰相もさるべきにこそと思ひつ、おろかならずかよひ給ふ程に、おのづか

ら御ぐしなどもめやすくなりもていく、あやまうひが、しきことによの人も思きこえたり、

おなじきわかきんだちといへ共、これは村上の四宮源帥殿の御むすめのはらなれば、いとも

きよくものし給を、あやにくにこの殿の給をぞかへす、あやしき事に人きこゆめる、又くら

べやの女御○藤原尊子と聞えしには、母の藤三位いまの宣耀殿の御はらからのすりのかみ○藤原通任をぞあはせ聞えためる、